

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但し、休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 告示

### 鳥取県告示第百六号

昭和二十九年十一月鳥取県告示第五百九十九号（昭和三十二年十二月鳥取県告示第六百九十五号一部変更）で公表した昭和三十年四月一日を始期とする森林区施業計画のうち39・41・43・46各森林区の森林区施業計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。

昭和三十一年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 鳥取県庁  
二 鳥取県西部山林事務所

### 鳥取県告示第百七号

昭和三十三年三月二十八日鳥取県告示第百六号で告示した基本計画区の森林区施業計画の変更に伴い、昭和三十三年二月十四日鳥取県告示第五十号で告示した昭和三

### ◇ 告示

#### 目 次

- ◆ 告示
- 森林区施業計画の変更
- 森林区実施計画の変更
- 県税外収入金徴収者の証票交付
- 県税外収入金の滞納処分を行う者の証票交付
- ふ卵業者の登録
- 炭そ並びに気腫そ等の予防注射及び検査の実施
- 炭そ並びに気腫そ等の予防注射及び検査の実施
- 定期種牡畜（豚）検査の実施
- 結核予防法による医療機関の指定
- 鳥取県保健所及び衛生研究所使用料及び手数料の額
- 中国・四国連合宝くじ事務協議会の廃止
- 西日本宝くじ事務協議会の設置
- 臨時教育委員会の招集

### ◇ 教委告示

十三年度森林区実施計画（39、41、43、46森林区）を森  
林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一  
項の規定に基き一部変更したので次の場所において公表  
する。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公表の場所

1 鳥取県庁

2 西部山林事務所

3 根雨町、石見村、多里村、高宮村各役場

#### 鳥取県告示第百八号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月  
鳥取県規則第百三号）第十三条の規定による県税外収入  
金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付し  
た。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

#### 鳥取県告示第百九号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月  
鳥取県規則第百三号）第十三条の規定による県税外収入  
金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交  
付した。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

#### 鳥取県告示第百十号

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	牧田 利雄	一六三	昭和三十三年三月二十 五日

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	牧田 利雄	一六三	昭和三十三年三月二十 五日
宮川 民雄	一六四	"	
高田森一郎	一六五	"	
小鷗 保	一六六	"	
井田 茂	一六七	"	
野坂 一三	一六八	"	
野坂 一三	一六八	"	
末次 建	一六九	"	
末次 建	一六九	"	

#### 鳥取県告示第百十号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年  
十月、鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和  
三十三年二月十五日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

#### 鳥取県告示第百十一号

東郡東伯町徳方	近藤電熱ふ化株式会社 取締役社長 近藤 謙治
---------	---------------------------

次のように炭そ、並びに氣腫そ、予防注射及びピロプラズマ  
病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六  
年法律第二百六十六号）第六条の規定により、牛馬の所有  
者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 炭そ、氣腫そ、予防注射及びピロプラズマ病予防  
のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
炭そ、予防注射 牛、馬。但し生後四箇月以内及び分娩  
前後一箇月以内のものを除く。

気腫そ、予防注射並びにピロプラズマ病検査

牛。但し生後四箇月以内及び分娩前後

住 所	氏 名
鳥取市吉方二九六の二	鳥取県畜産振興農業協同組合連 合会長 佐伯 忠義

鳥取県告示第百十二号  
次のように炭そ、の予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛、馬の所有者に對して注射をうけることを命ずる。  
昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 炭そ、予防のため  
二 実施の区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛、馬。但し生後四箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。  
四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査及び注射駆除の方法  
炭そ、予防注射—炭そ、第二予防液皮内注射

別表  
実施期日 実施区域 実施場所  
四月 七日 西伯郡西伯町東長田 東長田家畜検査場  
米子市五千石

別表	炭そ、予防注射	実施区域	実施場所
四月一日	氣高郡鹿野町勝谷	宮方家畜検査場	
二日	"	鹿野 "	
四日	"	小鷦河	鷦望 "
五日	"	逢坂	浜村家畜検査場
七日	"	瑞穂	山宮家畜検査場
八日	"	坂本	日向 "
九日	"	宝木	上宝木 "

実施月日	実施区域	実施場所
至四月一日	日野郡伯南町日野上	日野上家畜検査場
三日	"	"
四日	高宮村阿昆縁	阿昆縁 "
五日	"	"
七日	多里村	多里 "
九日	福栄村	福栄 "
一二日	石見村	石見 "
一四日	"	"
一七日	"	"
一九日	高宮村大宮	大宮 "
二八日	二四日	二三日
二六日	伯南町山上	山上 "
二八日	黒坂町	黒坂 "
"	黒坂	"
福栄村	石見村	福栄 "
多里村	多里 "	"
高宮村阿昆縁	阿昆縁 "	"
阿昆縁 "	"	"

一箇月以内のものを除く。

五 検査及び注射駆除の方法

炭そ、予防注射—炭そ、第二予防液皮下注射  
気腫そ、予防注射—気腫そ、予防液皮下注射  
ピロプラズマ病検査—血液塗抹検査

昭和33年3月28日

金曜日

鳥取

県

公

報

第2906号

二 設置する団体名  
中國、四国及び九州の各県一 名 称  
西日本宝くじ事務協議会鳥取県告示第二百五十七号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十  
二条の二の規定による協議会を次のように設置する。  
昭和三十三年三月二十八日

二 廃止の期日 昭和三十三年三月三十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百五十九号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十  
二条の二の規定による協議会を次のように設置する。一 廃止の理由 昭和三十三年度から九州宝くじ事務協議  
会として発足するため

二 廃止の期日 昭和三十三年三月三十一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

務協議会は廃止する。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

当せん金附証票の発売に關する事務を共同して管理執

行するため

四 設置の場所

福岡市天神町一番地 福岡県庁内

五 設置の期日

昭和三十三年四月一日

六 規約

次のとおり

西日本宝くじ事務協議会規約  
(協議会の目的)

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地

方財政の資金の調達を図るため、当せん金附証票の發  
売に關する事務を共同して管理し及び執行することを  
目的とする。

(協議会の名称)

第二条 協議会は、西日本宝くじ事務協議会という。

(協議会を設ける県)

第三条 協議会は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、

検査日程

検査日時

検査場所

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

指定年月日 名称 所在地 開設者  
昭和三十三年 高橋薬局 気高郡青谷町 高橋照雄  
二月十二日 三七六八

四月一日 午前九時

浜村家畜市場

茂

午後一時

鳥取

茂

午前九時半

浦安

茂

午後一時

倉吉

茂

午前十時

大山口

茂

午後一時

米子

茂

午前十時

富益検査場

茂

九日

余子家畜市場

茂

鳥取県告示第二百十四号  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条  
第一項の規定にもとづき指定医療機関として、次のもの  
を指定した。

昭和三十三年三月二十八日

鳥取県告示第二百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十  
二条の二の規定により設置した中国、四国連合宝くじ事  
業培養検査六十五円同右」を加える。

昭和三十三年三月三十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

二二四中「喀痰顯微鏡的検査二十円同右」の次に「喀  
痰培養検査六十五円同右」を加える。

00681

山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、  
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(以下「関係県」という。)が設ける。

(協議会が担任する事務)

第四条 協議会は、関係県が当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四条)の規定に基いて発売する当せん金附証票のうち、関係県を通じて共同して発売するものに関する事務を管理し及び執行する。

第五条 協議会の事務所は、福岡市天神町一番地、福岡県庁内に置く。

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員十六人をもつて組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係県の知事の協議により、関係県の知事の中から選任する。

2 会長の任期は二年とする。

3 会長は非常勤とする。

(委員)

第八条 委員は関係県の知事の協議により、関係県の知事の補助機関たる職員の中から選任する。

2 委員の任期は二年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(職員)

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)は五人以内において、福岡県の職員をもつて充てるものとする。

(職員の職務)

第十二条 会長は、上司の命を受け、協議会の事務に従事する。

(費用弁償)

(会員)

第十三条 協議会は、その担任する事務を関係県の名において管理し、及び執行する場合においては、福岡県の当該事務に関する条例、規則等を関係県の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより、管理し、及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

その歳出とし、協議会の会議を経なければならない。  
2 協議会の予算の調製、会計年度等については、福岡県の例によるものとし、その事務は会長が行う。

(収益金の配分)

第十六条 当せん金附証票の発売による収益金の配分額は、関係県の知事の協議により決定するものとする。

2 会長は、前項の配分額が決定したときは、関係県ごとの収益金を、関係県の知事及び当せん金附証票発売受託銀行に通知し、当該受託銀行をして関係県に納付させるものとする。

第十四条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係県が負担する。

2 前項の規定により関係県が負担する費用の額は、関係県の知事が協議により決定し、関係県はこれを協議会に交付しなければならない。

(予算)

第十五条 協議会の予算是、前条の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入金をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費を

(出納及び現金の保管)

第十七条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が確実な銀行にこれを預け入れて、保管しなければならない。

(協議会の出納員)

第十八条 会長は職員の中から、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、出納その他の

会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

ことができる。

この規約は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則

第十九条 会長は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に協議

会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならぬ。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、すみやかに当該決算の写を関係県の

知事に送付しなければならない。

(その他財務に関する事項)

第二十条 この規約に特別の定めがあるものを除く外、

協議会の財務に関しては福岡県の財務に関する手続の例による。

(協議会の規程)

第二十一条 協議会は、この規約に定めるものを除く外、

その会議を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行、費用弁償その他協議会に関して必要な規程を設け

**教育委員会告示**

**鳥取県教育委員会告示第十二号**

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年三月二十八日

一 日 時 昭和三十三年三月二十九日午前十一時から

二 場 所 昭和三十三年三月三十日まで

一 議 題 年度末教育関係職員人事について

発行日 火、金  
発行者 鳥取県鳥取市東町取  
印 刷 所 鳥取県鳥取市東町印刷所  
印 刷 所 鳥取県鳥取市東町印刷所